

案

福岡市乳児等通園支援事業実施要綱

（通則）

第1条 福岡市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）については、「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」（以下「条例」という。）「福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例」（案）及びその他関係法令の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行うことを目的とする。

（実施方法）

第3条 この事業は一般型、余裕活用型いずれかの形態で実施するものとする。

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は、市長が福岡市乳児等通園支援事業者として認可及び確認した保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター（以下「保育所等」という。）を経営する者（以下「認可事業者」という。）とする。

（対象児童者）

第5条 事業の対象は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び企業主導型保育施設に通っていない、福岡市内に住民票を有する生後6か月から3歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある児童を有する保護者とする。満3歳に達する日の前日までに事業の利用を開始する保護者は子ども・子育て支援法第30条の15第1項に定める使用による認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けなければならない。

- （1）保護者が乳児等支援給付認定を受けようとする場合は「乳児等支援給付認定申請書」（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出し、「乳児等支援給付認定証」（様式第2号）（以下「認定証」という。）の交付を受けなければならない。
- （2）認定申請書記載事項に変更が生じた場合、保護者は速やかに「乳児等支援給付認定変更届」（様式第3号）により市長に届出なければならない。

(3) 保護者は対象者の要件に該当しなくなった場合は「乳児等支援給付認定消滅届」(様式第4号)(以下「消滅届」という。)により市長に届出なければならない。

(4) 保護者は認定証を破損や紛失した場合は「乳児等支援給付認定証再交付申請書」(様式第5号)により、認定証の再交付を受けなければならない。

(実施の要件)

第6条 事業を実施する保育所等(以下「実施事業所」という。)は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 福岡市内に所在する実施事業所であること。

(2) 一般型乳児等通園支援事業(以下「一般型事業」という。)、余裕活用型乳児等通園支援事業(以下「余裕活用型事業」という。)ともに、事業の利用定員数を設けること。

(3) 一般型事業については1日の利用定員数は実施事業所の定員とは別に設けること。

(4) 余裕活用型事業については、市に届出した0から2歳児の本体保育施設の利用定員数と0から2歳児の在園児数との差の範囲で利用定員を設定すること。

(事業実施日及び事業実施時間)

第7条 認可事業者は週に1回以上事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認可事業者は事前に定めた事業実施日で園行事等により事業を実施しない場合は事前に保護者の同意を得ること。

3 事業実施時間は保護者の利便性等を考慮したうえで認可事業者が設定する。

(事業の認可及び確認申請)

第8条 事業の認可及び確認申請は「乳児等通園支援事業認可申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認申請書」(様式第6号)(以下「認可(兼)確認申請書」という。)によらなければならない。

(事業実施内容の変更及び定員の変更)

第9条 認可事業者は、認可(兼)確認申請書に記載した事項を変更しようとする場合及び変更した場合は、「乳児等通園支援事業認可変更届(兼)特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第7-1号)により市長に届け出なければならない。

2 認可事業者は、認可(兼)確認申請書に記載した定員を増加しようとする場合は、「特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書」(様式第7-2号)によらなければならない。

3 認可事業者は、認可(兼)確認申請書に記載した定員を減少しようとする場合は、「特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書」(様式第7-3号)によらなければならない。

(事業の休止及び廃止)

第10条 認可事業者が事業を休止または廃止しようとする場合は、「乳児等通園支援事

業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書」（様式第8号）によらなければならない。

- 2 認可事業者は事業を休止または廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

（事業利用回数及び事業利用時間）

第11条 事業利用回数は対象児童1人につき原則、週1回とする。ただし、実施事業所における利用児童数等を勘案し、市長が認めた実施事業所においては、利用回数を週1回以上とすることができる。

- 2 対象児童1人につき、事業利用上限時間は1月あたり40時間とする。

（利用申込み及び申込み受付）

第12条 保護者は、利用にあたっては、認可事業者に事前に利用申込みを行うものとする。

- 2 認可事業者は、利用定員数の範囲内において利用の申込みがあった場合には、児童の受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び実施事業所の機能等の正当な理由により受入れが困難である場合は、その具体的な理由とともに市長に報告すること。

- 3 認可事業者は、次の各号に掲げる事項に該当する児童の利用申込みを優先的に受付けること。

- （1）市長が子育てに支援が必要と認めた場合
- （2）ひとり親家庭
- （3）障がい児
- （4）生活保護世帯
- （5）保護者が疾病または障がいを有する場合
- （6）利用児童の兄弟姉妹が疾病または障がいを有する場合
- （7）多胎児
- （8）兄弟姉妹が同時に同一施設に利用申込をする場合

- 4 前項に定める児童以外の利用児童決定方法は認可事業者が定め、必要に応じて公表すること。

- 5 認可事業者は、利用申込みを受付けた際は、市長に対してその定める期日までに報告すること。

（費用負担金額）

第13条 認可事業者は、事業の実施にあたっては、対象児童1人1時間あたりを単位とした保護者負担金額（以下「利用料」という。）を設定すること。

- 2 30分に係る部分の金額については、1時間あたりの利用料に1/2を乗じて徴収すること。

- 3 前項の規定により、保護者に利用料の負担を求める場合は、別表1に定める金額を標準として、認可事業者が定めるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用料のうち別表2に定める金額を上限に減免すること。

(1) 生活保護世帯

(2) 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯

(3) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯（以下「要支援家庭等」という。）のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる場合

5 認可事業者は、第1項に定める利用料のほか、あらかじめ保護者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

6 利用児童が、利用予定日に認可事業者が定めた期日までに連絡なく利用しなかった場合には、認可事業者はあらかじめ保護者の同意を得たうえで、その利用申込みの内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（実費相当額を含む。）の額を上限として、保護者から当該利用料等を徴収することができる。

（支援の内容）

第14条 認可事業者は条例第24条に定める支援内容を遵守し、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）を参考にして実施すること。

2 認可事業者は「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成すること。

3 認可事業者は対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設けること。

4 認可事業者は慣れるまで時間のかかる児童の対応や事前面談の代替として親子通園を実施することができる。ただし、親子通園を事業利用の条件としてはならない。また、親子通園を長期間、実施してはならない。

5 認可事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市長に報告するとともに、市関係部署と協力し、関係機関との連携に努めること。

（給食の提供）

第15条 認可事業者は、食事を提供する場合、衛生管理やアレルギー対応に留意し、適切に実施すること。

（利用児童状況確認）

第16条 利用児童が、利用予定日に認可事業者が定める時間までに連絡がなく、登園しない場合は、認可事業者は利用児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

- 2 認可事業者は要支援家庭等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切に支援を行うこと。

(こども誰でも通園制度総合支援システム)

第 17 条 認可事業者は、国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、広報、市への報告等を行うこととする。

(状況報告)

第 18 条 認可事業者は、毎月の事業実施状況を、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて翌日 5 日までに市長に報告するものとする。

(効果検証)

第 19 条 認可事業者は事業の効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、必要に応じて市長に報告すること。

- 2 認可事業者は事業に関するアンケート、事業検証のための会議等には積極的に協力すること。

(事故報告)

第 20 条 認可事業者は保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 7 年 3 月 21 日こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号通知）」に従い、速やかに市長に報告すること。

(安全計画の策定等)

第 21 条 認可事業者は条例第 7 条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

(個人情報の保護)

第 22 条 認可事業者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第 23 条 認可事業者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(細則)

第 24 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

- 3 この要綱は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

- 2 この要綱は令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表 1 利用料の標準額

単位	金額
児童 1 人 1 時間あたり	300 円

別表 2 利用料減免上限額

区分	減免上限額
生活保護世帯	300 円
市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円未満の世帯	200 円
要支援家庭等のうち、市長がその児童 及び保護者の心身の状況及び養育環境等 を踏まえ、費用負担金額を軽減すること が適当であると認められる場合	150 円